

判決年月日	平成２９年１月１８日	担当 部	知的財産高等裁判所 第１部
事 件 番 号	平成27年（行ケ）第10233号		
○ 「透明不燃性シートからなる防煙垂壁」との名称の発明について、審決の容易想到性の判断に誤りがあるとして、進歩性を否定して特許を無効とした審決を取り消した事例			

（関連条文）特許法29条2項

（関連する権利番号等）無効2014－800024号，特許第5142055号

判 決 要 旨

1 原告は、発明の名称を「透明不燃性シートからなる防煙垂壁」とする本件発明についての本件特許（特許第5142055号）の特許権者である。被告が、本件特許の無効審判請求をしたところ（無効2014－800024号），特許庁は、本件特許を無効とするとの審決をした。

2 本件発明は防煙垂壁に関する発明である。防煙垂壁については、透明で、不燃性に優れ、かつ割れない建築材料が所望されていたところ、本件発明は、上記課題を解決するべく、防煙垂壁を、ガラス繊維織物と、これを挟む一対の硬化樹脂層とを含む透明不燃性シートにより構成し、当該透明不燃性シートにおいて、ガラス繊維織物中のガラス繊維を構成するガラス組成物と硬化樹脂層を構成する樹脂組成物との屈折率の差、アッペ数の差、全光線透過率、ヘーズ、発熱性試験の結果等について、最適値を特定したものである。

本判決の主要な説示に関連する主引用例は甲1発明（米国特許第5240058号明細書に記載された発明）である。

審決は、訂正を認めた上で、本件発明は各引用発明に基づいて容易に発明をすることができたとして、本件発明の進歩性を否定する判断をした。

3 本判決は、甲1発明を主引用発明とする容易想到性の判断について、要旨次のとおり判示し、本件発明は各引用発明に基づいて容易に発明をすることができたものであるとの審決の判断には誤りがあるとして、審決を取り消した。

（1）相違点1－1について

ア 甲1発明は、防煙垂壁に相当するものであり、本件特許の出願当時、防煙垂壁を不燃性で、透明のものにすること（透過光の色付きを抑えたものにすること）は、周知の課題であった。また、輻射電気ヒーターから試験体の表面に50kW/m²の輻射熱を照射する発熱性試験において、加熱開始後20分間の総発熱量が8MJ/m²以下であり、かつ加熱開始後20分間、最高発熱速度が10秒以上継続して200kW/m²を超えないことを不燃性材料の規格（以下「不燃性規格」という。）とすることは周知のものであった。

イ 甲6発明（特開平5－123869号公報に記載された発明）のウエルディングカーテン材は透明ではあるけれども、同公報には、同ウエルディングカーテン材が不燃性規格を

満たすものであるか否かについてはその記載がなく、甲 6 発明のウエルディングカーテン材が不燃性規格を満たすかどうかは不明である。防煙垂壁において、不燃性規格を満たすべきことが周知の課題であったことからすると、当業者が、甲 1 発明の防煙垂壁として、甲 6 発明のウエルディングカーテン材を組み合わせる動機付けに乏しいといわざるを得ない。

ウ 甲 6 発明のウエルディングカーテン材が難燃性で、高温の火花が貫通することがないものであるとしても、発熱性試験をクリアするものかどうかは、前記公報（甲 6）から明らかであるとはいえないから、甲 6 発明のウエルディングカーテン材が不燃性規格を満たす蓋然性が高いとまではいえず、当業者が再現実験をして、同ウエルディングカーテン材が不燃性規格を満たしているかどうかを確認するのが当然であるということもできない。

（2） 相違点 1－2 について

甲 6 発明が「透明」であったとしても、相違点 1－2 のうち「ガラス繊維織物中のガラス繊維を構成するガラス組成物と前記一対の硬化樹脂層を構成する樹脂組成物とのアッペ数の差が 30 以下」であるとの構成を満たすかどうかについては明らかではないから、甲 1 発明に甲 6 発明を組み合わせたとしても、相違点 1－2 に係る本件発明の構成を得るとまでいうことはできない。

（3） 相違点 1－3 について

甲 1 発明に甲 6 発明のウエルディングカーテン材を組み合わせたとしても、相違点 1－3 に係る本件発明の「ガラス繊維織物が 30～70 重量%であり、一対の硬化樹脂層が 70～30 重量%」との構成を得ることはできない。

（4） 以上によれば、甲 1 発明に甲 6 発明を組み合わせることについては、その動機付けに乏しく、また、仮にこれを組み合わせたとしても、本件発明の構成を得ることはできず、本件発明は、甲 1 発明及び甲 6 発明から容易に想到し得たものということとはできない。